

令和3年9月 臼杵市農業委員会定例総会議事録

令和3年9月3日（金）午前9時30分より、臼杵市役所野津庁舎 3階会議室において、会長が9月定例総会を招集した。
本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 小橋 勇二 会長

1番 後藤 聖憲 委員 3番 二村 啓二 委員 4番 城野 幸司 委員 5番 疋田 忠公 委員 6番 野上 政憲 委員
7番 佐藤 幸子 委員 9番 柳井 博之 委員 10番 後藤 博幸 委員 11番 中野 定重 委員

欠席委員

2番 藤嶋 祐美 委員 8番 竹尾 奈美 委員

農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長 古賀 慎一 次長 首藤 英二 主幹

付議議案

議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第42号 非農地証明願いについて
議案第43号 農用地利用集積計画の決定について

局 長 これより議案審議をよろしくお願い致します。
議長につきましては、白杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、小橋会長にお願いを致します。

議 長 それでは議長を務めさせていただきます。議事に先立ち、委員の定足数を局長が報告致します。

局 長 定足数の報告を致します。委員総数12名中、本日は議席2番 藤嶋委員と議席8番 竹尾委員が欠席となっており、出席委員は10名となっております。
よって、白杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数を超しておりますので、本日の会議が成立していることを報告致します。

議 長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私に一任いただけるでしょうか。

－異議なし－

議 長 それでは、議席番号1番 後藤 聖憲委員と、議席番号3番 二村 啓二委員に議事録署名をお願い致します。
ただいまから議案審議に入ります。
議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 議案書の1ページをお開きください。
議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。
令和3年9月3日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

2 ページをお開きください。

番号 1、田 191 m² 外 5 筆 合計 1,811 m² について、耕地拡張のため、所有権を移転するものです。

番号 2、畑 173 m² 外 1 筆 合計 177.22 m² について、農地への進入路及び農機具等機材置き場のため、所有権を移転するものです。

以上、3 条申請 2 件については、農地法第 3 条第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。お手元に配布しております、農地法第 3 条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思えます。8 月 25 日に実施しました現地調査において調査委員 2 名が判断された農地法第 3 条第 2 項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。申請地は、次の 3 ページに掲載していますのでご覧ください。

以上、3 条申請 2 件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

正田委員 先月の 25 日に、私と二村委員、事務局 2 名の 4 名で現地調査を行いました。議案第 40 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号 1 の申請地の田および畑について、譲渡により所有権を取得するものです。申請地は 6 筆で現在は畑になっており、柿が作付けされています。今後も引き続き柿の作付けを行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 2 の申請地の畑について、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 2 筆の畑で、草刈り等により管理されています。譲受人は申請地の北側に農地を所有していますが、道路に面していなかったため申請地を購入し、進入路や機材置場として使用するとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれ

それぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3条申請2件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

後藤 はい。

委員 番号1の譲受人ですが、年齢が66歳で、農作業経験年数が64年になっておりますが、2歳の時から農業をしていたのでしょうか。

首藤 農作業の経験年数が64年ということですが、申請書には64年と記載がありまして、本人が経営をしていたわけではないと思いますが、家での手伝い等を含め、そのような経験があるということも含めて64年と書いていると判断致しました。

議長 今の説明でよろしいですか。

後藤 あまり納得ができませんが。

委員

議長 64年というのは、本人の継続年数ですか。親からの継続年数だったら良いと思いますが。

首藤 これは、農地を取得しようとする者がどのような者かと書かせる3条申請の内容になっておりまして、この64年というのは申請書を読む限り、申請書としては譲受人の農業経験ということに受け取っております。

野上 もう一度、本人に確認してみてもはどうでしょうか。書き間違いだと思います。

委員

議 長 年数については、再度確認をするということによろしいでしょうか。

後 藤 はい、良いです。
委 員

議 長 この次からの申請につきましては、再度チェックするようお願いします。

議 長 他に質疑ございませんか。

—質疑なし—

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第 40 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数確認—「全員挙手」—

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 40 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。次に、議案第 41 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 4 ページとなります。

議案第 41 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用貸借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和 3 年 9 月 3 日 白杵市農業員会 会長 小橋 勇二

番号1、畑 264 m² について、使用貸借権を設定し、一般住宅を建築するものです。農地の区分は3種農地となっております。

番号2、畑 626 m² 外1筆 合計653 m² について、所有権を移転し、一般住宅を建築するものです。農地の区分は3種農地となります。

番号3、畑 155 m² 外1筆 合計188 m² について、所有権を移転し、一般住宅を建築するものです。農地の区分は3種農地となります。

番号4、畑 478 m² について、所有権を移転し、駐車場とするものです。農地の区分は3種農地となります。

以上、5条申請4件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第5条申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

申請地は次の6ページから7ページに掲載していますのでご覧ください。以上、5条申請4件について、ご提案申し上げます。

議長 それでは事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

二村委員 二村より、8月25日に実施しました議案第41号、農地法5条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1の畑について、使用貸借権を設定し、一般住宅として利用するものです。申請地は1筆の畑で、現在は草刈り等により管理されています。なお、転用に関しては隣接する山林1筆の一部も用いるとのこと。

審査項目の立地基準①については該当し、②については野津庁舎から300m以内の地域にあるため3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号2の畑について、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。申請地は2筆の畑で、現在は草刈り等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については用途地域内であることから3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断します。

番号3の畑について、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。申請地は2筆の畑で、現在は草刈り等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については用途地域内であることから3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申

請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号4の畑について、所有権を取得し、社員寮の駐車場として利用するものです。申請地の隣には譲渡人が所有する家屋があり、今回は家屋についても購入の上、社員寮として利用するとのことです。申請地は1筆の畑で、菜園などとして管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については用途地域内であることから3種農地に該当します。一般基準の③から⑩についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、5条申請4件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 ー「全員挙手」ー

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。次に議案第42号 非農地証明願いについて、事務局より説明をお願い致します。

次 長 8ページをお開きください。

議案第42号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

令和3年9月3日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号1の土地については、昭和50年より住宅への進入路及び庭として利用している土地になります。チェックリストについては、④の非農地化から20年以上経過した農地となります。

番号2の土地については、昭和42年より賃貸住宅の敷地として利用している土地となります。チェックリストについては、④の非農地化から20年以上経過した農地となります。

申請地は次の10ページに記載しておりますので、ご確認ください。

以上、非農地証明願い2件についてご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第42号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第42号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定致しました。

次に議案第43号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

次長 11ページとなります。

議案第43号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。

令和3年9月3日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別冊の農用地利用集積計画（第8号）「令和3年9月3日公告予定」となります。

1ページをご覧ください。この利用権設定集計表は令和3年8月末までに申し出がありました白杵市全体の集計表であります。説明については1ページの中段やや下の合計欄で説明します。

畑については、9,674 m² 9筆です。合計面積も9,674 m² 9筆となります。次に、貸し手借り手ですが、貸し手が8名に対して借り手は4名となります。なお、各筆明細につきましては、3ページに記載しておりますのでご覧ください。

以上、簡単ではございますが、令和3年9月3日公告予定の農用地利用集積計画（第8号）について、ご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第43号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第43号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定致しました。以上で本総会の議案はすべて終了しました。ありがとうございました。